

# お知らせ

## 土曜日 12 時以降に予約外受付する方へ

当院は夜間救急体制を担う医療機関として届出しています。厚生労働大臣が定める基本診療料の規定において土曜日 12 時以降は時間外(特例)扱いとなります。

### 令和 4 年 4 月 1 日～

土曜日 12 時～17 時に予約外で受付する場合、時間外特例加算を算定させていただきます。

通常の初再診料と異なりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

#### 【時間外加算徴収対象とならない場合】

以下に該当する場合は、ご負担の対象外となります。

- ① 当院より受診の指示をされた場合（予約）
- ② 受診後入院となった場合
- ③ 緊急のため他院から紹介された場合

